

報告1 住民訴訟の経過及び判決について

南部関連
住民訴訟

千葉地裁で判決



町の主張 全面的に認められる

住民監査請求が棄却されたことを不服として、平成20年12月、千葉地方裁判所に提起された南部地区関連事業に対する住民訴訟については、昨年12月17日に判決が言い渡されました。

その結果、町の主張は全面的に認められ、訴訟費用についても原告側に支払いが命じられました。

小坂町長は、これらの経過と判決について議会に対し報告を行いました。

判決までの経緯（抜粋）

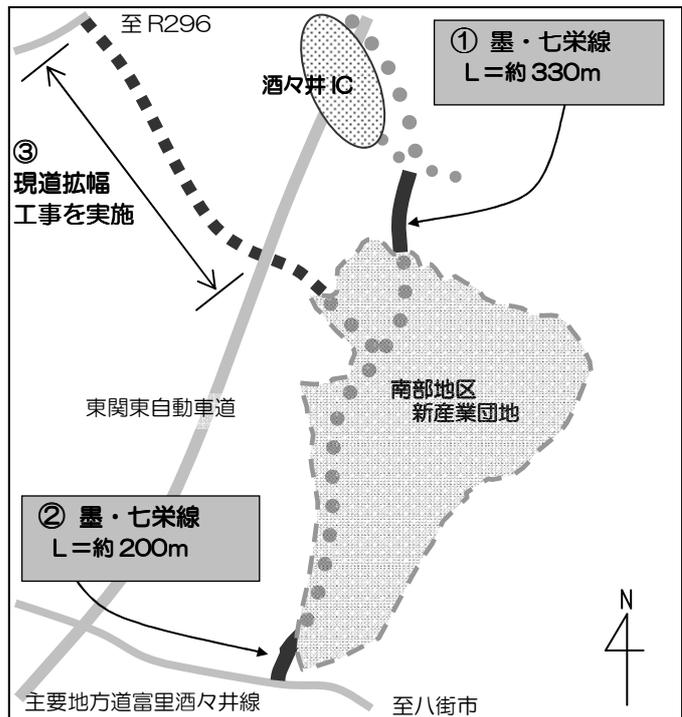
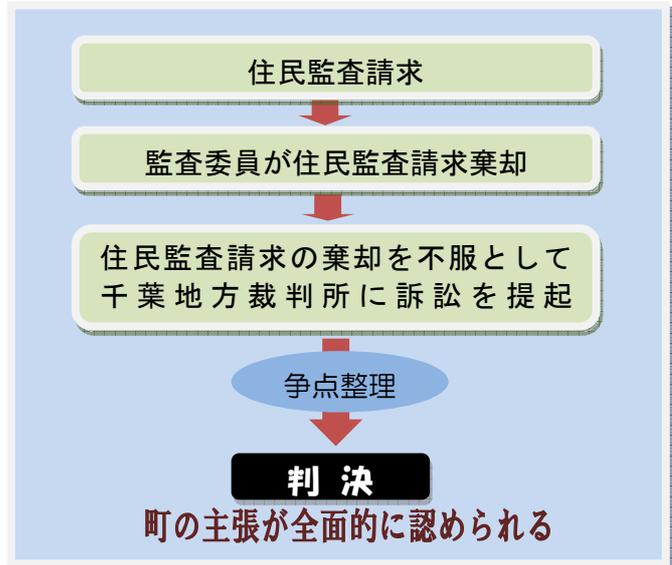
住民監査請求が棄却されたことを不服として、原告代表森田、栗原、山内の3人が平成20年12月18日付けで、酒々井町長を被告として、千葉地方裁判所に訴訟を提起しました。

町は平成21年1月28日に裁判所より訴状を受理し、弁護士を訴訟代理人として選任し、平成21年3月13日に千葉地方裁判所において、第1回口頭弁論が行われました。

—原告に釈明準備命令—

はじめに裁判所は原告に対し、訴状内容の不明な部分等についての釈明準備命令を出すとともに、内容を整理した書面作成をするよう指示が行われました。

その後、口頭弁論のための5回の弁論準備が1年の期間をかけて行われ、平成22年2月5日ようやく第2回口頭弁論が行われましたが、いまだ原告の請求の趣旨が確定されないため、裁判所において原告の主張を整理するため、再度原告に対し釈明準備命令が出され、裁判所による争点整理案が提示され、ようやくこの争点整理案



に基づき確定されました。

－確定された原告の請求の趣旨－

1点目 主位的請求として、被告が、I Cアクセス道路、尾上・飯積線、町道02-012号線、町道3B-027号線、町道02-006号線、町道3B-021号線の整備について、独立行政法人都市再生機構に対し、その受益の限度において分担金を賦課徴収しなかったことは違法であることを確認するとし、予備的請求として、被告は、尾上・飯積線の整備について、独立行政法人都市再生機構に対し、627万円を支払うよう請求せよ。

2点目 被告は、I Cアクセス道路、尾上・飯積線、既存集落整備、地区関連（地区外）下水道整備、地区関連（地区内）下水道整備及び雨水排水路整備並びに町道02-006号線に関し、平成21年度以降の一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない。

3点目 主位的請求として、被告は、小坂泰久に対して、I Cアクセス道路（町道墨・七栄線）用地17,420㎡を1億799万6000円で購入した行為が無効であるので、不当利得の1億799万6000円を返還するよう請求せよとし、予備的請求として、被告は、小坂泰久に対して、I Cアクセス道路（町道墨・七栄線）用地17,420㎡を購入した当該行為について、1億799万6000円の損害賠償を請求せよ。

その後、平成22年4月23日、6月18日と口頭弁論が行われ、9月24日をもって口頭弁論は終結となりました。

－そして判決へ－

はじめに、本件訴えのうち、平成22年9月24日までの公金の支出、契約の締結及び債務その他の義務の負担の差止めを求める部分を却下する。

次に、原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

さらに、訴訟費用は原告らの負担とするというもので、町の主張が全面的に認められた判決となりました。

しかし、この住民訴訟における弁護士に係る費用398万1,460円は町が支出します。

－原告から控訴の手続きがされ、町は応訴すること－

なお、判決後、千葉地方裁判所に確認したところ控訴の手続きがされていました。

まだ、控訴状が届いていないため、控訴内容は分かりませんが、町は応訴することになります。

その際には、あらためて弁護士を訴訟代理人として選任し、依頼することになりますので、本臨時議会に、応訴のための着手金として弁護士費用、114万5千円を計上しました。